

ビケン ワクチン ニュース 3

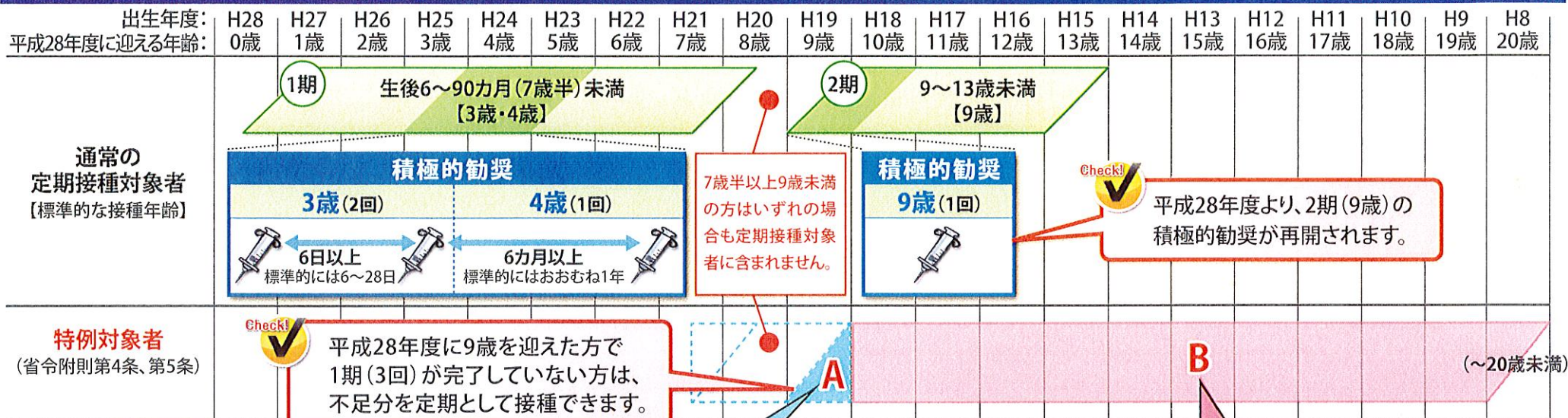
March 2016

日本脳炎ワクチン

平成28年度 定期接種対象者



出生年度から、通常の定期接種対象者または特例対象者に該当するかを確認しましょう。特例対象者については、規定で定められた接種方法も確認しましょう。



附則第4条 (一部抜粋) A
H19/4/2~H21/10/1生まれの方
 ⇒ 9~13歳未満の間に、1期(3回)の不足分を定期として接種できます。

附則第5条 B
H7/4/2~H19/4/1生まれの方
 ⇒ 20歳になるまでの間に4回の接種のうち不足分を定期として接種できます。

全く接種していない方	▶ 6日以上(標準的には6~28日)の間隔において2回、2回目接種から6カ月以上(標準的にはおおむね1年)において3回目を接種	▶ 4回目(2期)は、9~13歳未満の間に3回目から6日以上の間隔をあける※
生後6~90カ月(7歳半)未満の間に1回もしくは2回接種している方	▶ 6日以上の間隔において計3回のうち不足分を接種	

全く接種していない方	▶ 6日以上(標準的には6~28日)の間隔において2回、2回目接種から6カ月以上(標準的にはおおむね1年)において3回目を接種	▶ 4回目は9歳以上で接種し、3回目との接種間隔は6日以上おく※
1回~3回接種している方	▶ 6日以上の間隔において計4回のうち不足分を接種(ただし4回目は9歳以上で接種)※	

※法令の規定では4回目の接種は3回目から6日以上の間隔をおけば接種可能とされていますが、1期の接種を3回受けた方は最後の接種からおおむね5年~10年毎に1回接種することで、日本脳炎の発症を予防することが可能なレベルの抗体が維持されることが期待されますので、接種時期はこれらを総合的に勘案して実施することが望めます。

出典：第14回予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 資料 厚労省 日本脳炎ワクチン接種に係るQ & A(平成25年3月改訂版)